## 主 文本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の趣旨は、「原決定を取り消す。本件を大阪地方裁判所に差し戻 す。」との決定を求めるというにあり、その抗告理由は、要約すれば、次のとおり である。

抗告人らは、本件の本案訴訟である大阪地方裁判所昭和五九年(行ウ)第三八号 違法支出金補填請求事件において、昭和五五年四月一日から同五八年三月三一日ま での間に、大阪府知事であつたE、大阪府水道企業管理者であつたA、大阪府水道 部長であつたBおよび同C、大阪府総務課長であつたDらが同期間中に水道事業費 その他の名目の下に五〇〇〇万円以上を自ら費消し、又は部下が費消するのを了承 して大阪府水道事業の公金を違法に支出したとして、地方自治法二四二条の二第一 項に基づき大阪府に代位して相手方らに対して四六四六万三〇九七円の損害賠償を 請求し、右違法な公金支出を立証するため、大阪府水道企業管理者が所持する前示 期間中の府営水道事業第七次拡張事業に関する経費支出伺、支出伝票、請求書、領 収書、出席予定者名簿(以下、「本件文書」と総称する。)が民訴法三一二条二 号、三号前段および同号後段に該当する文書であるとして、提出命令の発付を求め

しかるに、本件文書がいずれも右法条に該らないとした原決定には、以下(一) ないし(三)の理由から誤りがあり、取消しとその差戻しを免れないものである。

(一) 民訴法三一二条二号該当性について 民訴法三一二条二号に定める「引渡又ハ閲覧ヲ求ムルコトヲ得ルトキ」とは、挙 証者が文書の所持者に対して私法上の引渡請求権又は閲覧請求権を実体法上有する 場合に限られるものではない。右請求権の発生原因は契約に限らず法律上の規定を も含む。法律上の規定には公法、政令、条例なども含まれる。大阪府水道企業管理 者が所持する本件文書は、地方公営企業法四〇条の二により地方公共団体の長が公 表を義務づけられている「地方公営企業の業務の状況を説明する書類」に含まれる と解しうるところ、その公表は住民に対する義務であるから、その義務の反面として住民である抗告人らには閲覧を求める請求権がある。また、本件文書は、大阪府のいわゆる情報公開条例により住民に公開を義務づけられた文書であるから、抗告 人らに右請求権がある。

地方自治体の行う公営企業としての水道事業は、本来、地方自治体の住民が地方 自治体に信託ないしは委任した事務の一部である。地方自治体と住民の法律関係 は、信託法にいう信託、民法上の委任、準委任、組合および事務管理などを含む私 法上の契約関係としても把握しうる。したがつて、右各法律関係に関する規定中の 利害関係人の帳簿閲覧請求権(信託法四〇条)、受任者の報告義務および受取物等の引渡義務(民法六四五条、六四六条)、ならびに組合員の財産検査権(民法六七 三条)などの準用又は類推適用が可能であり、この点からも抗告人らには閲覧又は | 引渡を求める請求権がある。

民訴法三一二条三号前段該当性について  $(\square)$ 

民訴法三一二条三号前段に定める「挙証者ノ利益ノ為二作成セラレ」た文書の意義を原決定は極端に制限的に解し、挙証者の利益を直接目的として作成された文書 に限るとする。しかし、間接的な利益を目的として作成された文書も含むと解する のが一般的である。本件文書が大阪府の利益のために作成されたものであるとする ならば、その大阪府の利益とは結局それは住民の利益に還元される。本件文書の作 成により公金の支出の適法が保たれ、これにより冗費の節減、不正行為の防止が確 保され、ひいては地方自治体の健全な財政を維持し、究極的には住民の権利が守ら れるからである。抗告人らは本案訴訟において大阪府の損害を回復することを求め ているのであり、大阪府と挙証者である抗告人らは利益の一致を見る。原決定のい うような差異はない。

(三) 民訴法三一二条三号後段該当性について 民訴法三一二条三号に定める「挙証者ト所持者トノ間ノ法律関係二付作成セラレ 」文書を、挙証者と文書の所持者との間の法律関係それ自体またはその法律関係 挙証者と文書の所持者との間の法律関係それ自体またはその法律関係 タ」文書を、 に関係のある事項を記載した文書であるとする原決定は、極めて制限した意義の解 釈をするもので誤りである。本件文書は大阪府と大阪府水道企業との間の法律関係 に付き作成されたものであるところ、大阪府に納税をしその構成員である住民とい う法律関係にある挙証者たる抗告人らと大阪府水道企業との間にも当然法律関係が ある。大阪府水道企業(住民に上水を販売することを目的とする公営企業)と抗告 人の間には、上水の継続的供給契約の当事者という法律関係もある。本件文書は右のような法律関係と関係のある事項を記載した文書ということになる。また、本件文書を公表を予定することなく作成された内部文書であるとするのも誤りである。本件文書と同一の文書を大阪府a町では住民に公表しており、大阪府のいわゆる情報公開条例も本件文書などの内部文書をも公表の対象としている。

二 当裁判所の判断は次のとおりである。

1 抗告人らは、本件の本案訴訟の原告であり、被告はE、A、B、C、Dであり、本件文書提出命令の目的物たる本件文書の所持者とされる大阪府水道企業法二条一号、七本案訴訟の当事者では〈要旨第一〉な〈第三者(地方公営企業法二条一号、七条、八条)である。民訴法三一二条本文の「所持者」とは本案〈/要旨第一〉訴訟の事者のほか第三者を含み、第三者には私人のほか大阪府水道企業管理者のような財は、民訴法三一八条による過料の制裁を受けることはないけれども、同法三者の要件を備える場合には、裁判所に対してその所持する文書を提出する場合には、裁判所に対してその所持する公共団体の機二条を負うべきである。なぜならば、民訴法三一二条、三一四条は、単なる委員に裁判の方である。なぜならば、民訴法三十二条、三十四条は、単なるを明本である。なぜならば、民訴法三十二条、三十四条は、単なるを明正を保持するために裁判の対象を負わせうる特別の規定であって、前記地方公共団体の機関と私人とを別異に扱うべき特段の事情を認め難いからである。

次に、抗告人らが根拠として挙げる大阪府のいわゆる情報公開条例、すなわち大阪府公文書公開等条例(昭和五九年三月二八日大阪府条例第二号)によれば、同条例の規定は、条例が施行された昭和五九年一〇月一日前に作成され、又は受領された公文書で永年保存の定めのあるもの及び同日以後に作成され、又は受領された公文書について適用される(同条例附則二項)ところ、本件文書はいずれも右条例施行日の前に作成され、又は受領されたものではあるが、永年保存の定めのあるものではないから、本件文書について右条例の適用はない(大阪府水道部文書管理規程一五条二項、大阪府水道企業管理者高山幸重作成にかかる昭和六二年三月六日付証明書)。したがつて、抗告人らは右条例に基づき本件文書の所持者に対して閲覧請求権をもつものではない。

また、抗告人らは、地方公共団体と住民との法律関係は一面において私法上の法律関係と把握できるとして、信託法四〇条、民法六四五条、六四六条、六七三条などの準用ないし類推適用を主張する。しかしながら、その立論の前提の当否を別にしても、それは約言すれば住民訴訟を提起した原告住民は本件文書その他の公文書の提出命令を一般的に求めうるとするに等しい。元来文書は所持者の固有の使用目的に供するためにこれを所持する利益があるものであつて、他者がそれを使用できるのは例外である。民訴法三一二条はこの理を明らかにして一ないし三号に文書の所持者に対する提出義務の原因を限定列挙するのであり、これを無視するに等しい

抗告人らの右主張は採用できない。 以上の次第により、挙証者である抗告人らが本件文書の所持者である大阪府水道 企業管理者に対して私法上その引渡又は閲覧を求めうる実体法上の請求権をもつも のではないので、本件文書は民訴法三一二条二号に該当しない。

民訴法三一二条三号前段に定める「挙証者ノ利益ノ為二作成セラレ」た文書 とは、挙証者の法的地位や権利もしくは権限を直接証明し、又はそれを基礎づける ために作成された文書を意味し、また「挙証者」とは文書提出命令の申立てをする当事者又は補助参加人をいうと解すべきである。

抗告人らは、右の規定にいう文書とは挙証者の間接的な利益のために作成された

文書をも含むと解すべきであると主張する。その立論は、本件文書は大阪府の利益 のために作成された文書であり、大阪府の利益は抗告人ら大阪府の住民の利益と合 致するから、本件文書は抗告人らの利益のために作成されたものと解すべきである というものである。しかしながら、本件文書の所持者は大阪府水道企業管理者であ つて大阪府ではないから、抗告人らの主張はその前提において疑義があり、採用し難い。加えて、抗告人らは、地方公共団体の住民が、住民たる資格において地方自治法二四二条の二に基づき住民訴訟を提起しうる制度の実質的な存在理由を、そのまま民訴法三一二条の解釈に持ち込み、住民と地方公共団体、そしてその機関であるよう法三十二条の解釈に持ち込み、住民と地方公共団体、そしてその機関であるようにある。 る水道企業管理者の各利益を極端に抽象化してその同一性を説くものであつて、挙 証者と所持者の法人格が異なることを前提とする民訴法三一二条に反し、採用でき ない。要するに、本件文書は、住民訴訟の原告である抗告人らの利益を直接の目的 として作成されたものとは認められないから、右三号前段に該当しない。

民訴法三一二条三号後段に定める「挙証者ト文書ノ所持者トノ間ノ法律関係 二付作成セラレタ」文書とは、挙証者と文書の所持者との間の法律関係それ自体又はその法律関係に関係のある事項を記載した文書をいい、また右「挙証者」とは三 号前段のそれと同義であると解される。抗告人らの主張は、ここでも要するに住民 であることないしは上水道の継続的供給を受けている住民であることぞれ自体から 右「法律関係」にあること、あるいはその法律関係に関係があるとすることにより 本件文書はいわゆる法律関係文書であると論結するが、大阪府、同水道企業および 同管理者を同一視するもので採用できない。本件文書は、大阪府水道企業管理者により専ら自己使用の目的で本来公表を予定しないで作成された内部文書(経費支出 伺、支出伝票、出席予定者名簿)および右管理者と公金支出の相手方である第三者 又は本案訴訟の被告らとの間の法律関係につき作成された文書(請求書、領収書) であり、いずれも挙証者である抗告人らと文書の所持者である大阪府水道企業管理 者との間の法律関係について作成されたものとは認められないから、同号後段にも 該当しない。

三 そうすると、本件文書は民訴法三一二条二号、三号前段および同号後段のいずれにも該当せず、その提出命令を求める本件申立ては失当であり、これを理由なしとして却下した原決定は相当であつて、本件抗告は理由がないからこれを棄却す ることとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 大和勇美 裁判官 大久保敏雄 裁判官 稲田龍樹)